

中国経済経営学会 ニュースレター第20号

「ニュースレター」第20号をお届けします。今回は、2024年度全国大会（2024年11月30日～12月1日、京都大学）の際に行われた第5期第3回理事会議事録、2024年会員総会議事録、2024年度全国大会の報告概要から構成されています。

また2025年度春季研究集会の日程と開催校について次のようにお知らせいたします。

・2025年6月7日（土）に開催予定の春季研究集会開催校は神戸大学大学院経済学研究科（神戸市灘区六甲台町）、実行委員長は梶谷懐会員（神戸大学）となっております。既に会員企画の分科会および自由論題の募集が2025年3月3日正午締切で募集中ですので（https://jacem.org/pdf/event/2025_spring_call.pdf）、会員各位におかれましては奮ってご応募ください。

目次

- I. 第5期第3回理事会議事録
- II. 2024年会員総会議事録
- III. 2024年度全国大会の報告概要

I. 第5期第3回理事会議事録

日時：2024年11月30日（土）10時00分～12時45分（途中12時から昼食）

会場：京都大学吉田南1号館 2階・1共26教室

・出欠確認（敬称略）

出席：大島、大原、岡寄、甲斐、梶谷、金澤、木村、曾根、戴、内藤、中川、藤井、堀井、馬、丸川、三竝、遊川、李、劉、渡邊（計20名）

欠席：苑（会長～委任）

陪席：澤田*、森（日本経済学連合評議員）、李春霞（幹事）、*オンライン参加

1. 報告事項

1.1 会員動向について（総務・遊川）

○2024年10月末時点の会員数 476名（増減詳細精査中）

種別	会員数	増減（2024/4比）
名誉会員	7	±0
正会員（有職）	273	▼2
正会員（減額）	82	▼1
海外会員	114	±0
計	476	+3

○退会者3人（有職3名）

村瀬 伸二、正会員（有職）

山本裕美、正会員（有職）京都大学

周ようか、正会員（有職）江戸川大学社会学部

1.2 学会誌の刊行、投稿・査読、準備状況について（甲斐）

○【資料1】に基づき、下記の報告・説明があった。

- (1) 『中国経済経営研究』第8巻第2号の刊行について
- (2) 『中国経済経営研究』投稿・査読状況の報告（2024年11月11日現在）
- (3) 『中国経済経営研究』第9巻第1号の準備状況
- (4) その他

1.3 国際交流委員会（苑・丸川）

○8月7日、8日の両日「全球中国経済大講堂 Global Lecture Series on Chinese Economy」がオンライン開催。当学会から推薦した西村友作教授（対外経済貿易大学）が報告。

1.4 情勢分析研究会（大原・内藤）

○第9回情勢分析研究会を下記の通りオンラインで実施

<日時>2024年11月2日（土）10:00～11:30

<テーマ>「中国の国産半導体―日系半導体との関わりから振り返る」

<講師>鈴木一央氏（株式会社テラプローブ）

*東芝の社員として中国市場への半導体の供給を30年近く現場で担って来た経験から、中国国内の半導体産業の成長の軌跡と課題、そして日本企業のポジションについて示唆に富むお話をいただいた。40名参加。

1.5 広報（堀井）

○ニューズレターの発行、同予定について下記報告があった。

・「中国経済経営学会ニューズレター」第19号を2024年8月6日に発行。2024年度春季研究集会（6月8日、於日本大学経済学部）の報告概要、同日に行われた第5期第2回理事会の議事録などで構成。

・「中国経済経営学会ニューズレター」第20号を2025年1月に発行予定。

○J-Stageへの掲載作業に関し、業務移管経緯の説明があり、『中国経済経営研究』第7巻第1号・第2号および第8巻第1号のJ-Stageへの掲載ならびに学会ウェブサイトへの掲載・公開作業が進行中との報告があった。

1.6 その他

なし

2. 審議事項

2.1 新入会員・会員資格変更の承認（大島・遊川）

○下記新入会員6名（有職4名、減額2名）、会員資格変更（1名）が承認された。

	氏名（所属）	会員資格
1	劉政達（神戸大学大学院経済学研究科）	正会員（減額）
2	張嘉佳（大阪公立大学）	正会員（減額）
3	李智慧（野村総合研究所）	正会員（有職）
4	殷婷（経済産業研究所）	正会員（有職）
5	徳地立人（国際文化会館）	正会員（有職）
6	佐野史明（グリーンテックコンサルティング）	正会員（有職）

- ・会員資格変更（「正会員（有職）」から「正会員（減額）」へ） 杜進

2.2 今後の学術研究会予定について（大島・遊川）

○下記の実施予定について、実行委員長（予）に可否を確認した。

①2025年度・春季研究集会

日時：2025年6月7日（予備21日）

会場校：神戸大学（梶谷実行委員長）

②2025年度・全国大会

日時：2025年11月頃

会場校：法政大学（馬実行委員長）

*11月29-30日を軸に調整（予備12月13-14日）

*開催経費（会場）について馬実行委員長（予）から説明があり、開催校で補助金等予算が不足する場合は学会が負担することを確認した。

③2026年度・春季研究集会

日時：2026年6月頃

会場校：大阪経済大学（藤井実行委員長）

*次回理事会（25/6）で日程を決定することとし、開催に当たっての課題を整理することとした。

④2026年度・全国大会

日時：2026年11月頃

会場校：未定

○開催方式については、現行のハイブリッド方式継続が望ましい（特に共通論題と会員総会）が、開催校の事情を勘案して無理のない形で対面のみも可とする。

2.3 学会事務の業務委託の検討について（大島・曾根）

○【資料4】に基づき、委託範囲とその内容について説明があった。

- ・業務委託開始(2025年9月)に向けて、各会員に必要な作業を適宜連絡する。
- ・委託料金（会員管理費）は会員数に比例する仕組みであり、会費未納会員については会則に基づいて退会措置を進めることになる旨の注意喚起があった。
- ・近年、年会費の領収証発行を事務局に依頼するケースが増加傾向にあるが、事務委託後は依頼者の実費負担とすることとしたい旨説明があった。

2.4 学会の託児支援（渡邊・遊川）

○子育て世代の学会参加の障壁を軽減するため、下記の通り託児支援制度を設けることが提案され、承認された。

- ・他学会の事例を参考に、2025年度春季研究集会（神戸大学）から適用開始する。
- ・同研究集会において5万円を予算化する（@7000）。
- ・運用・手続については、簡潔な形でスタートし、順次改善を図る
→登壇者優先（他は原則先着順、対象は未就学児、当面子供の数に関わらず一律支給）
- ・申請・支給手順については、大会プログラムで告知（約1カ月前）後、下記の通りで検討中
→実行委員会宛にメールで申し込み（1～2週間前）
→大会特設ページで申請書をダウンロード、本人記入、当日持参、実行委員会で受付確認
→実行委員会から財務担当に利用者情報をメール連絡（大会後数日内）
→終了後、「施設利用証明」「振込依頼書」「申請書」を財務担当宛にPDFでメール添付送付（2週間以内）

→財務担当が書類確認後振込み（受領後約1週間）

2.5 2023年度の決算書と2024年度予算書、学会財務について（岡寄）

- 2023/24年度決算書【資料2】と2024/25年度予算書【資料3】について説明があり、いずれも承認された。
- 岡寄財務担当就任後、学会口座の印章変更等の手続きを完了した旨の報告とともに、今後学会財務に必要な作業や手続き等について説明がなされた。

2.6 研究企画機能の設置（案）について（渡邊）

- 【資料5】に基づき、企画担当を新設（現情勢分析研究会担当理事+新規幹事）し、春の研究集会、秋の全国大会2日目の企画定例化が提案され、承認された。

2.7 学会規約の改定について（渡邊）

- 【資料6】に基づき、現行の理事連任制限が学会運営の不安定化を招く懸念が示され、併せて理事の新陳代謝を促す措置も盛り込んだ規約改定の趣旨が説明された。これに対し、規約改定作業を進めることに賛同する意見の他、現行のままでよいとする意見が出され、継続して審議することとした。

以上

*説明に用いた資料は一部非公開とした。

中国経済経営学会理事会・編集関係資料

I 『中国経済経営研究』第8巻第2号の刊行について

第8巻第2号（通巻16号、2024年10月刊行）

【小特集】 ポストコロナの中国資源・環境問題のゆくえ（情勢分析研究会報告）

岡本 信広 「特集にあたって」

竹原 美佳 「中国の化石燃料・再生可能エネルギーの現状と動向」

大野木 昇司 「近年の中国環境問題とその政策」

【論文】

箱崎 大 「日本の対中投資はなぜ「収益の再投資」に牽引されたのか—直接投資の財務構造に基づく要因分析—」

章 超 「中国における地域経済格差の空間分析—1人当たり GRP と夜間光データに基づき—」

【書評】

李 春利編著 『不確実性の世界と現代中国』（中川 涼司）

丁 可編著 『米中経済対立—国際分業体制の再編と東アジアの対応—』（木村 公一朗）

岡野 寿彦著 『中国的経営イン・デジタル—中国企業の強さと弱さ』（李 立栄）

封 凱棟著 『潮起 中国創新型企業的誕生』（丸川 知雄）

II 『中国経済経営研究』投稿・査読状況の報告（2024年11月11日現在）

・投稿審査結果（6月～11月上旬）：

1次査読中：3本

1次査読で「3.大幅な修正の上で再投稿を求める」1本

・会員への投稿呼びかけ（『中国経済経営研究』第8巻第2号の編集後記）

III 『中国経済経営研究』第9巻第1号の準備状況

【論文】

論文審査の評価・進捗状況による

【書評】

鄭 黄燕著 『都市化の中国政治 土地取引の展開と多元化する社会』（岡本信広）

韓 金江著 『中国機械産業の技術発展戦略—工作機械・建設機械分野を中心に—』（駒形哲哉）

張 静著 『基層政権—中国農村制度の諸問題』（山田七絵）

王秋玉著 『跨国并购对全球·地方创新网络的影响研究』（劉曙麗）

⇒8月に評者には依頼済み。

【特集】台湾海峡兩岸の經濟關係：変化と影響要因

黄 智聡（国立政治大学・教授）

小松 翔（アジア成長研究所・上級研究員）・華金玲（慶應義塾大学・講師）

彭 雪（アジア成長研究所・上級研究員）

戴 二彪（アジア成長研究所長・教授）

総括：戴 二彪（アジア成長研究所長・教授）

⇒寄稿者には依頼済み。

IV その他

【資料4】

2024年11月30日

中国経済経営学会理事会

業務委託担当（大島・曾根）

学会業務委託の経過報告

1. 2024年10月17日に、大島・曾根（業務委託担当）、遊川（総務担当）、岡寄（財務担当）の4名で学会支援機構を訪問し、2025年9月より学会業務を委託することを正式に伝え、業務内容の確認と準備作業についての打ち合わせを行った。

2. 経常的に委託する業務内容は、「会員業務（学会誌等発送は含まない）」および「事務局連絡窓口業務」とし、理事選挙を行う年については「投票システム利用」を追加する。契約書の雛形は学会支援機構側で作成し、双方で内容を確認の上、業務委託開始前に締結する。業務委託開始後は、年度が変わる3ヶ月前までに連絡がない場合には、自動更新となる。

3. 前回の理事会で報告した際には「事務局連絡窓口業務」を委託することは想定していなかった。しかし、今回の訪問時に具体的な業務内容を確認したところ、委託開始後は学会支援機構の本学会担当者が問い合わせ対応等を行うことになり、これまで担当理事が担っていた総務・事務局業務の負担が大幅に軽減することが判明したため、委託業務に含めることとした。

4. 「事務局連絡窓口業務」を委託することによって年間24万円の費用が発生する。一方、「会員管理業務」は、会員数に基づいて費用が算出される。このため、会費未納者を規定通りに退会扱いとすることで、「会員管理業務」の費用を軽減することができる。については、業務委託の開始にあたり、会費未納者の処理を厳格に行っていくこととする（※）。

5. 業務委託開始の2ヶ月前（2025年7月）頃に会員データの移管を行う。

6. 業務委託開始後は会員毎に会員番号が割り当てられ、これを基に会員管理が行われる。会員情報の変更や入退会申請は、学会支援機構のシステムを通じ会員・申請者が自ら行うことになる。会員管理業務の移行に際し、学会HPおよび会員一斉メールを通じて会員への周知を行う。

以上

（※）会則 第9条 会員は、以下の場合に、理事会の議を経てその資格を失う。(1)3年間継続して会費を滞納した場合。(2)本学会の名誉と権威を著しく傷つけた場合。

【資料5】

2024年11月29日

研究集会・大会での研究企画機能の設置について

第5期執行部

第5期に入り、学会活動の活発化にあたって、自由論題のみとなっていた春の研究集会、秋の全国大会第2日に、企画を加えるところみを行ってきました。学会参加の価値向上の点からの一定の成果を挙げられるのではないか、と考えております。つきましては、以下のような点に関してご議論をお願いしたいです。

- 1) 春の研究集会、秋の全国大会第2日の企画を設けることを定例としたい
- 2) こうした研究企画を担当する理事および幹事を選任したい。プログラム委員、共通論題企画担当とは、別の担当とし、企画担当理事としたい。
- 3) 情勢分析研究会担当理事に、数名の理事と新規の幹事を加える形を提案したい。
- 4) 情勢分析研究会を、春もしくは秋の大会での開催とすることも一案であるが、議論の上決定したい。

以上

【資料6】

2024年11月29日

学会規約の改正に関するご意見をうけて方針案

第5期執行部

標記の件に関しまして、2024年9月24日にメールにて、「理事の任期改訂の提案についての説明（添付資料1）」をお送りしたところ、中川理事、大原理事からメールでのご意見、他に賛意表明の簡潔なご返事を1通いただきました。メールの内容に関しては、理事の皆さんに共有されているとおりで。

中川理事、大原理事からいただいたご意見のポイントは、理事の新陳代謝を促すために任期制限があったほうがよい、と理解しました。

「（以下、中川理事ご意見抜粋）今回11人が、任期制限で来季は資格がなくなりますが、10人は再選可能です。再選可能でも落選する場合もあるので、仮に8人が再選されるとなると、新任、再任が13人です。確かに比率は高くなります。ただそれも再任制限から外れる理事をもうけるか、幹事の拡充でなんとか対処できないでしょうか？具体的には次の執行部含みのひとを再選制限対象から外す、あるいはもっと踏み込んで非改選ということが制度上できるようにすればなんとかなるような気もします。」

「（以下、大原理事ご意見抜粋）若干不可解に感じるのは、前回の対面の理事会では、任期制限の問題として、副会長が次の期に会長になれないということが重要な問題として挙げられていたと思います。しかし今回の説明にはそれがありません。中川理事のご提案ではこの問題の解決策が挙げられていましたが、やはりこの問題が重要だということでしょうか。……組織のトップの人は特定の人が次々に固定的に就任するような仕組みにせず、その時選ばれた人の中から選ぶようにするべきではないでしょうか。作業量の多い事務局の連続性を重視するのは理解できますが、トップの人事の連続性は重視する必要はないというか、むしろ重視してはいけないのではないのでしょうか。その点を保障するために、全体の新しい陳代謝の仕組みが損なわれるのは、本末転倒だと思います。」

この点について、執行部で議論した結果、この理事の新陳代謝を促すことにとくに注目した何等かの条項を加えるかたちとし、当初提案の①から③に加え、④つめのポイントをご提案したく思います。新規に加わった④については、まだ決定事項とはせず、議論を重ねたいと考えます。

①理事の連任制限は設けず、執行部もしくは役職（担当）に連任制限を適用する。

例) 執行部2期、他の役職3期

②任期は3年から2年に短縮。（本務との兼ね合い、負担感の軽減）

③定年（年齢制限）の明記

④理事の新陳代謝を促すための措置

例1) 2期連続を務めた理事には、3期目を辞退する権利を会則で明記し、3期目の被選挙権名簿作成にあたり、名簿への記載の可否を伺う。

例2) 会員投票で一定の票数を得た会員について、執行部（会長・副会長2名・総務担当）候補者以外は、理事経験の少ない会員から理事候補として推薦・依頼を行う。

例3) その他。

以上の提案をする理由は以下のとおりです。まず、何よりも理事の新陳代謝を高めることで、学会活動の価値を維持する必要があります。ですので、この理事の新陳代謝を高めることに特に留意した改正ポイントを加えることが不可欠だと考えます。一方で、執行部の安定的な引き継ぎにあたっては、理事経験がそれなりに続いているかたから執行部を選出することを担保することも、緊急性の高い問題と考えております。大原理事のご意見にあったとおり、9月24日のメールでは再度提起しませんでしたでしたが、この点も重要とかがえております。第3期、第4期への移行の際に、一部の経験値の高い理事に過重な負担が集中してしまった仕組みについては、改善が不可欠と考えます。ご審議戴きたく思います。

以上

【資料6】

添付資料1

2024年9月24日

理事の任期改訂の提案についての説明

渡邊真理子

前略、

6月の理事会において、理事の任期改訂をご提案し、議論を頂きました。当日は、もう少し議論を深める必要があるということでオンラインでの会議の開催をご提案をし、終わりとなりました。その後執行部で議論した結果、オンライン会議で理事の皆さんのお時間を頂く前に、こちらからの趣旨説明が必要と考え、あらためてご説明をいたしたく思います。

1. 問題意識

まず、現行の学会規約では、理事の3期連続の就任を認めない期数制限が設けられています。この体制のもとで4回の理事改選が行われました。この期数制限が強く機能したのは第3期理事会選出の際です。新任16名再任4名という体制となりました(添付資料2<経緯>をご参照ください)。このときに、継続性に一部問題が生じ、学会運営には大きな負担がかかったという認識があります。第4期の執行部の時期から、この規定の問題点が利点よりも大きいので改訂が必要ではないか、という問題意識を持つようになりました。

この期数制限が設定された背景、利点、問題点を以下のとおり整理してみます。

(1) 背景

任期制限が設けられた背景には、中国経済学会、中国経営管理学会の合併の際、執行部の固定化を回避し、理事会の若返りを通じた活性化を目指すことがあったと考えます。一部の会員が一貫して学会業務を担うことなく、多様な視点で中国経済を研究する会員が順次学会の運用を担うことは好ましいと考えます。

(2) 利点

①理事会メンバーの固定化の回避・新人の参加

第3期において、理事会メンバーが刷新されたことで、それまでとはことなる層が学会運営に関わることになり、その後の学会活動に参加して下さるようになっていきます。

(3) 問題点：学会運営の不安定性

①一部経験者への業務集中

再任者が極端に少なかった第3期の運営にあたって、万全な引き継ぎが事実上不可能となり、一部の経験者の理事に過大な負担を強いる結果になりました。たとえば、編集担当に関しては、第3期編集委員長は、事前の調整もなく指名され、編集委員会との連携体制の構築も不十分であったため、お一人で雑誌刊行のすべてを担うかたちとなりました。その次の第4期発足当初に指名された編集委員長も、事前の引き継ぎ体制が整っていなかったため、実質的に編集委員長の任をこなすことができず、途中で早期に交代することになりました。その後、第4期の間に、編集委員会との分業体制のマニュアルの構築を進め、第5期の開始にあたっては、事前に編集委員長候補の相談を進め、ご内諾を頂いた上で、新しい期を開始することができました。

これは、引き継ぎ体制などの問題であり、理事任期の問題ではないように見えるかもしれませんが、引き継ぎ体制が整っていない上に、理事会に大きな分断ができたことで、通常の学会での引き継ぎ負担を超えるかなり不合理な状況が発生していたと考えます。細かい引き継ぎ体制がなくとも、執行部に継続性があったのであれば個別に対応できたかもしれませんが、マニュアル、人的継続性のどちらも欠如した状況は、かなりの混乱をもたらしました。

②次期執行部の選任にあたっての制約の大きさ

さらに、執行部の選任体制が曖昧だったため、第4期においては、次の骨子の学会規約の改正を行いました。(i) 選挙結果をもとに現会長が次期理事会および会長を指名する。(ii) 理事について、選挙結果以外の指名を可能にすることができる。しかし、第5期の執行部・理事会の選任の際に検討した結果、現状の期数制限がある場合、第6期以降の執行部を継続性を維持して選定することが困難であることが明らかになりました。

③理事会の新陳代謝が継続しなかったこと

また、第3期から第4期への改選が行われた際、選出された理事会のメンバーはほぼ第2期の理事会メンバーに戻ってしまう、という状況になりました。これは、第3期理事会メンバーに期数制限がかかっていたこともありま。つまり漸進的な理事会の更新という初期の目的も、この期数制限によって妨げられる結果となりました。

2. 提案内容

以上のとおりの認識から、次のような点を骨子とする改正を提案します。

①理事の連任制限は設けず、執行部もしくは役職（担当）に連任制限を適用する。

例) 執行部2期、他の役職3期

②任期は3年から2年に短縮。(本務との兼ね合い、負担感の軽減)

③定年（年齢制限）の明記（年末時点で満70歳を超えていないこと）、

例) 2026年に選挙の場合、1956年生まれまで可

3. 議論の進め方

本提案について、ご意見がある場合は、2024年10月17日(木)まで、遊川総務担当理事(yukawa@asia-u.ac.jp)にメールでお送りください。いただいたご意見をまとめたうえで、2024年11月の理事会でご報告し、改正の是非に関する方向性を確定する。

以上となります。

【資料6】

添付資料2

2024年3月26日

学会規約の改正について

総務担当・遊川

<経緯>

	任期	理事数	*連任	*新任	*再任	
第1期 (2014~15)	2年	20	—			
第2期 (2016~17)	2年	21	15	6		
第3期 (2018~19)	2年	16	4	11	1	
第4期 (2020~22)	3年	19	5	1	13	
第5期 (2023~25)	3年	21	11	4	6	
第6期 (2026~?)	?					

他に会計幹事各2、日本経済学連合評議員2、幹事2 (1~3期)、同1 (4~5期)

会則*2013年6月22日施行

2014年11月8日改正

2016年11月5日改正

2019年11月16日改正

<問題点>

- ・発足以来、理事の期数制限 (第1~3期2年、第4期以降3年×2期) が行われているが、期毎 (改選期) の変動が大きく、円滑な学会運営に支障が生じている。
- ・第4期から理事任期を3年に延長したが、根本的に問題は解消されず。
- ・任期制限は理事で設定するのではなく、役職 (担当) にすべきではないか。

●学会規約

第4章 役員

第13条 本学会に以下の役員をおく。会長1名、副会長2名、理事20名程度、会計監事2名、幹事若干名とする。

第14条 理事の任期は3年とする。再任を妨げないが、連続した2期をこえてその任につくことはできない。

第14条 (改正) 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第15条 会長は本学会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。

第15条 (改正) 会長は本学会を代表し、副会長は会長を補佐する。

会長、副会長、総務担当の4名を執行部とし、日常的に会務を総括する。

第16条 理事は会務を審議執行する。

第17条 会計監事は学会の会計を監査する。

第18条 幹事は理事会の会務執行を補佐する。

第19条 本学会の役員を選出は以下の規定による。理事は総会において会員の中から選出する。会長、副会長は理事会において理事の中から互選する。会計監事は理事会が推薦し、総会の承認を得る。幹事は正会員の中から会長が推薦し、理事会の承認を得る。なお、理事の選出および被選挙資格等の詳細は理事選挙規定に別途定める。

第 20 条 理事会の推薦に基づき、総会の承認を得て顧問を置くことができる。顧問は、必要に応じ理事会に対して参考意見を供する。

●理事選挙規約

8. 選挙管理委員会は、当選者を理事会に報告する。
9. 会長は、選挙管理委員会が報告した選挙結果に基づき理事候補者名簿を作成し、理事会および会員総会に諮り承認を得る。会長は、理事候補の専門分野等に著しく偏りが生じ学会活動に差し障りが生ずると判断するときは、得票順位を尊重し追加候補若干名を推薦することができる。
10. 選挙管理委員会は当選者を理事会および会員総会に報告し、その承認を得る。

●選挙規則附則第 12 条付則

11. 正会員がその資格を失ったときは、理事の資格を失う。
12. 理事に欠員が生じ、かつ理事会が補充の必要を認めた時は、次点候補をもって理事候補とし、その任期の残存期間を任期とし会長が任命する。なお、この場合の残存期間は、三年二期の任期期間とはみなさない。

II. 2024 年会員総会議事録

日時：2024 年 11 月 30 日（土）17:00～17:30

会場：京都大学吉田南 1 号館 3 階・1 共 31 教室

1. 報告事項

理事会での報告事項を基に下記の報告を行った。

1.1 会員動向について（遊川）

1.2 編集委員会（甲斐）

1.3 情勢分析研究会（大原）

1.4 広報（堀井）

2. 審議事項

2.1 学会事務の業務委託の検討について（曾根）

2025 年 9 月からの業務委託について一通り説明し、各会員の協力を呼びかけた。

2.2 学会の託児支援（遊川）

- ・次回 2025 年度春季研究集会（神戸大学）から他学会の事例を参考に導入することを了承した。
- ・初年度は 5 万円（@7000）を予算化し、運用・手続については、順次改善を図ることとする。

2.3 2023 年度の決算書と 2024 年度予算書、学会財務について（岡寄）

- ・前年度決算、新年度予算案を承認した。

2.4 今後の学術研究会について、（遊川）

- ・今後の開催予定を報告した。

2.5 研究企画機能の設置（案）について（渡邊）

・今年の研究集会、全国大会において時事的な企画を取り入れた取組みを紹介し、今後は企画部会を立ち上げてプログラムを充実させていくことを提案し、了承された。

2.6 学会規約改定の検討について（渡邊）

- ・理事会での検討状況を紹介し、引き続き検討していくことを説明した。

2.7 その他

III. 2024 年度全国大会の報告概要

2024 年度全国大会は 2024 年 11 月 30 日（土）および 12 月 1 日（日）に、京都大学吉田南構内（京都市）で開催されました。実行委員長は劉徳強会員（京都大学）、プログラム委員会は馬欣欣会員（委員長、法政大学）、藤井大輔会員（大阪経済大学）、三竝康平会員（帝京大学）が担当しました。共通論題・国際シンポジウム「台湾海峡兩岸の経済関係：変化と影響要因」のほか、特別セッション、自由論題 1～4 で構成されていました。

共通論題・国際シンポジウム「台湾海峡兩岸の経済関係：変化と影響要因」

2024 年 11 月 30 日（土）午後、「台湾海峡兩岸の経済関係：変化と影響要因」という共通論題で国際シンポジウムが開催された。シンポジウムは、台湾と日本の大学・研究機関に在籍する研究者による 4 つの報告から構成され、戴二彪教授（アジア成長研究所長）の司会で終わった。

第一報告は、台湾から参加した黄智聡（国立政治大学教授）による「The Development and Changes of Economic and Trade Relations between Both Sides of the Taiwan Strait」であった（講演言語：英語）。この報告の主な目的は、兩岸の経済・貿易関係の発展・変化と影響要因を検証することである。近年の統計データによると、兩岸間の貿易・投資・人的交流が縮小しており、兩岸関係は徐々に冷え込んでいる。さまざまな要因がこうした変化に寄与しているが、報告者は、兩岸の経済交流関係に最も大きな影響を与えている要因は、米国の対中姿勢であると指摘した。兩岸経済関係の変動を説明するために、黄教授は報告論文で四象限モデルを導入している。報告者は、「米国が国益を追求し中国の技術発展に対する制限を強化した場合、兩岸の経済・貿易関係は、最初は低下し、その後変動を経て、しばらく比較的低い水準で安定する。それと同時に、兩岸の政治関係は悪化し、中国の技術力も弱体化する可能性がある」と分析した。

第二報告は、小松翔（アジア成長研究所・上級研究員）・華金玲（慶應義塾大学・講師）による「なぜフォックスコン（富士康）が世界のトップ企業になったのか？」であった。報告者は①フォックスコン社の経営戦略的要因、②中国における安価で豊富な質の高い労働力や地方政府の支援などの中国要因、③主要顧客である Apple の製品全般の加工生産の請負や米国大手テクノロジー企業との取引関係などの米国要因といった 3 つの視点から、フォックスコンの成功要因を考察した。

第三報告は、彭雪（アジア成長研究所・上級研究員）による「なぜ昆山が『中国第一県級市』になったのか？—台湾企業の貢献」であった。この報告では、昆山が「中国第一県」となった経緯およびその地位を維持してきた過程を分析し、台湾企業が昆山の主導産業、技術進歩、産業クラスター、輸出志向の経済成長モデル、市場環境、社会ガバナンス体制など、さまざまな側面に与えた影響（寄与した貢献）を明らかにした。

第四報告は、戴二彪（アジア成長研究所教授）による「大陸観光客の台湾旅行：変化と影響要因」（戴二彪会員と北九州市立大学大学院博士課程学生 Ko Yuting の共著）であった。本報告は、台湾交通部観光署の統計データに基づいて、中国本土客の台湾旅行の変化とその影響要因を考察し、次のことを明らかにした。①2010～19 年に、中国本土住民の所得水準の上昇および兩岸関係の顕著な改善に伴い、中国本土は日本を抜いて台湾の最大のインバウンド客供給地となった。②訪台中国本土客の訪問目的は多様化している。③訪台中国本土客の訪問先の多様化も進んでいるが、台北を中心とする北部地域が依然として最も重要な訪問目的地となっている。特に 2015 年以降、訪台中国本土客の訪問先構造には再び北部地域への集中傾向が見られる。④COVID-19 終息後の 2023 年および 2024 年（1～9 月）には、中国本土が台湾のインバウンド客の供給地として第 10 位および第 7 位に順位を大きく下げた。この順位急落の引き金は COVID-19 パンデミックであるが、米中関係の緊張化に伴う兩岸関係の冷却が最も重要な影響要因と考えられる。

各報告の後に質疑応答が行われ、4 つの報告がすべて終了した後、ディスカッションが行われた。

第一報告に対しては、米国主導の対中デカップリング（分断）戦略をめぐる、台湾の選択や台湾の経済発展への

影響について質問があった。黄教授は、「人口規模の小さい台湾は域外市場に大きく依存しており、米中対立の緩和を望んでいる。緊張関係が続けば、米国寄りの姿勢をしばらく続けざるを得ない。このような状況は、兩岸のどちらの経済発展にとっても望ましくない」と答えた。

第二報告に対しては、フォックスコンが他のEMS企業と比べて圧倒的に優位な点や強みは何か、などの質問があった。報告者は、「詳細に比較してはいないが、コネクタ事業に目を付けた先見性や高度な金型技術、迅速な対応力などがある」と回答した。参加者からは、「フォックスコンの優位な点はAppleのジョブズ氏の『こだわり』に『できません』と言わず、対応できたこと」、「フォックスコンの自助努力による付加価値獲得力の向上（スマイルカーブの底の補強）が一部の先行研究で指摘されている」などのコメントがあった。

第三報告に対しては、「香港から広東省への企業移転と台湾から大陸への企業移転の異同点」や「昆山に進出した日系企業と台湾企業の連携が成功した原因」などについて質問と議論があった。また、立命館大学の中川涼司教授は、「台湾企業が上海ではなく、上海に隣接する江蘇省の昆山に多く立地する理由は、昆山は土地と労働力のコストが上海より安く、交通の利便性もある」とコメントした。

第四報告に対しては、「大陸観光客の台湾旅行の今後の行方、特に金門など離島地域への観光の成長可能性」に関する質問があった。報告者は、「短期的には、米中対立の国際情勢や兩岸関係の影響を受け、中国本土が台湾のインバウンド客の最大供給地に戻るのには難しい。しかし、これは一時的な現象に過ぎないかもしれない。中国本土の巨大な人口規模、収入水準の上昇傾向、兩岸の地理的接近性、相互依存的な経済関係、台湾のインバウンド観光業の成長ニーズなどを考慮すると、不確実な政治的要因が存在するものの、今後多くの年で中国本土は再び台湾のインバウンド客の最大供給地になるだろう」と答えた。

(戴二彪・アジア成長研究所)

特別セッション：「“社会主义”、“重商主义” 还是 “异文化”？—世贸谈判中的西方误区—

(社会主義、重商主義、それとも異文化か？：WTO 加盟交渉プロセスで現れた西側の誤解)

講演者：秦暉（清華大学・名誉教授）

本年度の全国大会では、第2日目のランチタイムに特別セッションを設ける試みを行った。午前と午後の自由論題の間に学会員が関心をもつ講演を設定し、大会プログラムの内容をより豊かにすることを意図した。

第1回にあたる本大会では、演者として清華大学名誉教授の秦暉氏を招へいし、「WTO 加盟交渉プロセスに現れた西側の誤解」と題する講演をいただいた。

現在、米中対立が激しくなる中、米国は中国の経済体制が国際貿易をゆがめているという批判を強めている。秦氏は、その体制の問題とはいったい何なのか、社会主義なのか、重商主義なのか、それとも文化の違いなのか、という問題設定のもと、中国の実際の体制に関する西側の誤解の例をいくつか挙げて指摘した。たとえば、1990年代のWTO加盟交渉の際に、アメリカと欧州・日本の間で農業向けの補助金をどこまで下げるかという交渉がすすんでおり、中国の加盟交渉の際にもそれが最後まで残る交渉の争点となった。しかし、実際のところ中国の当時の農民は、税費改革の前で、国家から補助金を受け取るどころか、多額の税と費用を国家に提供する「負の補助金」を受取っていた。中国が、米国に対して高い補助金率の維持を主張したのは、WTOの交渉の場で途上国のリーダーとしての地位を確保するためだったと指摘している。その後、WTOの制度のもとグローバリゼーションのもと中国は目覚ましい経済成長を遂げたが、その強い競争力の源泉は、実は人権保護のコストを回避することで実現している「低人権の比較優位」であったという見方を示した。この「低人権の比較優位」は、中国だけでなくアパルトヘイト時の南アフリカにも共通する性質であることを指摘していた。その他の多くの論点を含む講演であった。

講演後にも多くの質問が集まり、講演時間ギリギリまで活発な議論が交わされた。

(渡邊真理子・学習院大学)

自由論題報告1 「経済改革とその効果」

自由論題報告1では、以下の三つの報告とそれに対する討論が行われた。

愛知学院大学の藤川清史会員による第一報告「環境規制が中国企業のパフォーマンスに及ぼす影響」は、中国企業のパネルデータを使用して、環境規制が企業パフォーマンスに与える影響を分析した。その結果として、環境規制は、規制が緩やかな場合は企業パフォーマンスを促進するが、規制が過度に厳しくなると企業パフォーマンスを阻害するという「逆U字型」の効果を与えることが示された。分析には、企業パフォーマンスの指標として、資本利益率や利益の増加率などが含まれ、環境規制には、工業用水の排出量や二酸化硫黄の排出量などの規制が含まれる。これらの影響は、企業のライフサイクル段階や地理的位置によって異なることが明らかにされた。また、経営者が「近視眼的な姿勢」である場合は環境規制が企業業績に与える促進効果は低下することも示された。

これに対して、討論者である九州大学の堀井伸浩会員は、藤川報告の重要な学術的貢献として、多数のサンプルを用いて、ポーター仮説のような大きなテーマに一般理論的結論を出そうとしている点や「経営者の近視眼性」という、重要だが定性的で取り扱うのが難しい要因を計量分析に組み込んでいる点等を取り上げた。あわせて、堀井会員は、石炭産業や電力産業では環境規制は全国一律であることなどを例に挙げながら、藤川報告における、汚染排出量の少ない地域は環境規制が厳しいという「環境規制の強さ（強弱）」に関する仮定の妥当性、産業レベルの特性や、特に2020年～21年頃のコロナ禍の影響をコントロールすることの重要性に関する質問や指摘を行った。

九州大学の堀井伸浩会員による第二報告「中国の石炭産業の構造改革の評価—中国式脱石炭への移行モデル」は、脱炭素への取り組みによって影響を受ける産業に従事する労働者や、産業が立地する地域が取り残されることなく、公正かつ平等な方法により持続可能な社会へ移行することを目指す「公正な移行」という概念に注目し、世界の石炭生産量・消費量の多くを占める中国が、果たして石炭からの「公正な移行」を達成することはできるのかという問題意識のもと、2014年以降の中国石炭産業の変化、特に経済効率性の向上の状況について分析し、将来的な中国の石炭からの「公正な移行」の可否について考察した。その結論として、たとえば、近年実施された過剰生産能力の削減政策は、炭鉱数の減少と生産規模の拡大、上位企業の市場集中度上昇、産地の集約化という三つの変化をもたらし、石炭産業の経済効率を上昇させ、利潤拡大が投資増加につながるなど、中国石炭産業は「石炭からの移行」模擬期間に労働者削減と経営改善の両立に成功していることなどを指摘しながら、将来生じる石炭からの移行に対して、中国では石炭企業が良好な経営状況を維持し、計画的に石炭需要の減少をコントロールすることで、石炭企業が主体となって「公正な移行」を実施できる見込みがあること等を示した。

これに対して、討論者である東京大学の丸川知雄会員は、堀井報告において示された結論の大部分に賛同しながら、石炭企業における「公正な移行」の実現に際して、就業者の大幅減少による失業問題は発生していないのかという点について質問した。具体的には、遼寧省のある炭鉱では1990年代に露天掘りの石炭が枯渇したため、炭鉱従業員を大きく削減した結果その多くが失業したため、当該地域は高い失業率を記録した過去の事例などを示しながら、現在の主要炭鉱の所在地における失業問題に関する状況について質問があった。あわせて、会場からは、失業に関する状況のほか、上海ロックダウンなどがあった2022年前後において石炭の生産量や消費量が増えていた要因や、エネルギー消費量が多いアメリカなど世界の国々とのリンケージという観点を踏まえた中国のエネルギー政策の今後の展望などについての質問がなされた。

亜細亜大学の李立業会員による第三報告「中国のシャドーバンキングの変遷と実態—米国との比較を通じて—」は、大手不動産グループの債務危機問題を機に流動性リスクが顕在化したほか、信用力の低い不動産会社が依拠していたシャドーバンキングによる資金調達が困難となり、住宅建設の停止が相次ぎ、中国経済に深刻な影響を与えているなど、近年、中国の不動産金融における不良債権の増大と金融システムへのリスク波及が懸念されているという問題意識のもと、中国のシャドーバンキングの変遷と実態を考察するとともに、その形成過程と機能、発展メカニズムについて報告した。また、米国の事例と比較することで、中国のシャドーバンキングの金融システムにおける役割とリスク、今後の規制改革の方向性を明らかにした。さらに、不動産金融問題にも触れながら、最近の事情と今後の展望について概観した。

これに対して、討論者である大阪経済大学の福本智之会員は、李報告の学術的貢献として、シャドーバンキングにつ

いて国際的な議論を紹介し、特に米国におけるシャドーバンキングと中国のシャドーバンキングの対比を通じて、中国のシャドーバンキングの特徴を明らかにしようと試み、それに概ね成功している点などを取り上げた。あわせて、福本会員は、李報告は2016～2017年頃までの状況を紹介しているが、中国では2018年以降シャドーバンキングに対する規制が各方面で強化され、その規模は縮小していることから、中国のシャドーバンキングの展開推移に関するアップデートを行い、そのうえでの再評価をする必要がある点などについてのサジェッションを行った。

自由論題報告1には多くの会員が参加し、会場からも積極的に質問が寄せられるなど有益な議論がなされたセッションとなった。

(三竝康平・帝京大学)

自由論題報告2 「格差と貧困」

自由論題報告2では、3名の発表者が登壇し、中国における格差と貧困に関する最新の研究成果が発表され、活発な議論が行われた。

第1報告者である巖善平会員(同志社大学)は、「中国の経済格差、貧困とその決定要因:CHIP2018に基づいて」と題し、「中国家庭所得調査(Chinese Household Income Project Survey:CHIP)」の最新データ(CHIP2018)を用いた研究成果を報告した。本研究では、中国における所得分布、経済格差、絶対的および相対的貧困の現状を多様な尺度で測定し、政府が掲げる貧困撲滅の公式見解を検証するとともに、貧困の決定要因について計量分析を通じて検討した。報告の中で、次の3点の発見が示された。第1に、1人当たり月額可処分所得が1500元以下の人口が全体のほぼ半数を占め、その約8割が農村住民であることから、中国の貧困問題は基本的に農村貧困であることが確認された。第2に、貧困ラインの設定により貧困率の計測結果が異なることが明らかになり、農村における絶対的貧困の撲滅目標が完全には達成されていないことが指摘された。第3に、貧困世帯をターゲットにする政策が採用されているが、データ分析結果と政策運用の間に大きなズレが存在することが明らかになった。所得や貧困発生に影響を与える主な要因として、人的資本、戸籍、党員身分の影響が大きいことが示された。巖会員は長年にわたり中国農村貧困を含む農村問題に関する研究に取り組んでおり、日本におけるこの分野の第一人者である。今回の研究では、最新のCHIPデータを用いて、独自の基準に基づく相対貧困の測定が試みられており、その成果は高く評価される。

この報告に対する討論者である馬欣欣会員(法政大学)は、本研究を高く評価した上で、次の点を指摘した。「国際比較のために、世界銀行の指標を用いた分析結果との比較が必要である」、「都市、農村、全体の統一基準に基づく計測に加えて、地域別の相対貧困ラインに基づく計測も重要である」、および「フローとしての勤労所得とストックとしての金融資産の間には内生性問題が存在する可能性がある」などである。また、会場では、マイクロデータを用いた中国における相対貧困や貧困の原因に関する活発な議論が展開された。

第2報告では、魏晶京氏(大阪大学大学院)が「区県別1人当たり可処分所得の地域間格差からみた広東省の『共同富裕』の課題—中国における地域間所得格差の実証分析の視座に基づいて—」に関する研究を報告した。本研究は、中国国家统计局が2013年以降に新たに集計・公表し始めた省・地級市・区県(県級市)の常住人口1人当たり可処分所得(都市と農村を区別しない)の統計データを基づいて、全国における省・地級市の地域間格差および省内の区県別格差の変化傾向を、変動係数(加重変動係数を含む)や人口移動のデータを用いて解析した。また、広東省内の地域間格差の現状とその形成要因を、「共同富裕」モデル地域とされる浙江省との比較を通じて分析した。

本報告に対し、討論者である岡本信広会員(大東文化大学)は以下の点を指摘した。まず、全住民可処分所得データを用いた多角的な分析であり、所得格差の現状分析に加えて、人口流出入、企業立地、大学生の就職地選択など、多角的な視点から地域間所得格差の要因を検討した点は評価に値するとした。その一方で、「全住民可処分所得統計データの具体的な内容が明確ではない点」、「要因分析における要因選択の恣意性が懸念される点」、および「第3次分配が強調される中で、地域間格差よりも個人間格差が分析の対象となるべきではないか」という課題を提起した。また、参加者である伊藤聖亜会員(東京大学)や戴二彪会員(アジア成長研究所)からもコメントが寄せられた。伊藤会員は「今回使用したデータが省別レベルのパネルデータであるため、内生性問題への対応としてパネルデータ分析を用いることが望ましい」と指摘した。戴会員は「分析対象が広東省に限定されているが、広東省が全国にどのように貢献しているのか、また全国的視点から広東省の経験をどのように評価でき

るのか」という観点について質問した。

第3報告では、孫徳峰会員（日本大学）と村上直樹会員（日本大学）が「中国における起業インキュベータの成果に関する地域的差異について一個票データと地域データを用いた回帰分析」と題して報告した。本研究は、中国の個別インキュベータと市レベルの地域環境要因に関するパネルデータを用い、地域環境要因がインキュベータに入居するスタートアップ企業のイノベーション創出能力に与える影響を定量分析したものである。報告では、以下の結論が示された。第1に、経済環境システム関連変数である市・1人当りGDPは、イノベーション創出を促すが、外資導入額は逆にイノベーション創出を阻害する。第2に、科学技術要素システム関連変数である科学技術政府支出に関しては、予想に反してイノベーション創出を阻害する。第3に、人材環境システム関連変数である教育政府支出と大学在籍者数とも、イノベーション創出を促進する。それら以外の変数に関してはその効果が確認できなかった。

討論者である劉曙麗会員（山梨学院大学）は、本研究がインキュベータの評価に新たな視点（地域の影響）を提供している点、およびインキュベータ451社のパネルデータを用いて検証を行った点を高く評価した。その一方で、「インキュベータの属性がコントロールされていない点」、「外資導入額の負の効果や科学技術政府支出の効果に関する解釈」、「コントロール変数の使用方法」についてコメントとアドバイスを述べた。さらに、参加者である伊藤聖亜会員（東京大学）からも、「企業属性の影響が大きい点、インキュベータ451社の企業パネルデータを活用したさらなる分析が望まれる」とのコメントが寄せられた。

本セッションの報告は、著名な学者から若手、中堅の研究者によるものであり、個人、企業レベルおよび地域レベルのデータを活用し、計量分析の手法を用いた実証研究の最新成果を提供しており、労働経済学、産業組織論、地域経済論など、幅広い分野にわたる内容であった。参加者は約30名にのぼり、活発な議論が展開された。報告者、討論者、そして参加者の皆様に深く感謝の意を表したい。

（馬欣欣・法政大学）

自由論題3：「国家と企業のガバナンス」

本セッションでは、以下の通り3件の報告が行われた。第1報告は、渡邊真理子会員（学習院大学）による"Competitive Neutrality of State-owned Enterprises in China's Steel Industry: Structural Estimation of the Distribution of Subsidies and Externalities"である。近年、アメリカやEUから中国政府による補助金ならびに産業政策が過剰生産をもたらし、ひいては市場の競争環境を害しているのではないかという批判が生じている。この問題に対し、救済のための補助金、企業内と国全体の2種類の外部性に着目し構造推定を行うことで、政府の補助金が競争力のないグループの予算制約を軟化させ、競争を悪化させること、そして外部性のインパクトも大きいことを明らかにした。渡邊報告に対し、甲斐成章会員（関西大学）は、構造推定では補助金救済の効果が確認できなくなってしまったこと、そして、同じく補助金による過剰生産が問題となっている自動車産業の国有企業についても同様の問題が存在するのではないかという質問が行われ、議論が行われた。

第2報告は、伊藤聖亜会員（東京大学）による"Remembering Li Keqiang: Policy Divergence in Zhongnanhai and Its Economic Consequences"である。Latent Semantic Scalingと呼ばれるテキスト分析の手法を用いて中国語のウェブサイト記事を分析し、習近平総書記、李克強前首相、李強首相の発言が国家よりなのか市場よりなのかを定量的に分析した。さらに彼らの発言が企業の投資行動に与えた影響も分析した。分析の結果、李克強前首相は市場志向的であることが確認されたが習政権第二期以降はそれが弱まったこと、習近平総書記と李克強前首相の間でみられた国家－市場スタンスの差が政治的不確実性につながり、企業の投資行動へ負の効果をもたらすことが明らかにされた。伊藤報告に対し杜進会員（拓殖大学）よりご自身の李克強前首相とのつながりも踏まえたコメントが行われた。

第3報告は、岡本信広会員（大東文化大学）による「中国の人口動態と資本蓄積」である。岡本報告では、人口ボーナスとソローモデルの観点から中国の人口ボーナスと資本蓄積の関係を実証した。人口ボーナスについては、将来の高齢化への備えとしても貯蓄率が上昇し、投資率が上昇することで国民所得が増加するというLee and Mason (2006)の主張と、大泉 (2018) などのように生産年齢人口比率の低下が貯蓄率と投資率の低下をもたらす、経済成長にはマイナスであるという主張のどちらがあてはまるかの検証を行った。データ分析の結果、生産年齢人口比率と貯蓄率には相関関係があ

り、かつ2010年以降貯蓄率は低下する傾向が見られるがゆえにLee and Mason (2016) のような第2の人口ボーナスは見られないと結論づけていた。岡本報告に対し、梶谷懐会員（神戸大学）より、過剰資本蓄積の解釈、人口動態の実証に対する新古典派成長モデル（ソローモデル）の適用妥当性、人口動態と国内需要の関係について、質問、提案がなされた。

いずれの報告も現在中国が直面している重要なトピックということもあり、討論者、フロアの参加者も交えて活発な討論が行われた。そのため予定していたスケジュールを超過してしまった。また、本セッションはZoomを用いたハイブリッド形式で行われたが、セッションの冒頭では音声オンラインで流れていなかったようである。これらの不手際は座長の責に帰すものであり、お詫び申し上げたい。

(藤井大輔・大阪経済大学)

自由論題4：「生産性、投資と経済発展」

自由論題報告4「生産性、投資と経済発展」では3つの報告が行われた。

第1報告“Has Regions of China reached Lewis Turning Point? A CES Production Function Approach”（劉政達会員、神戸大学大学院）では、中国経済がルイス転換点（LTP）を通過したかについて、全国および東・中・西部地域の視点から実証分析している。まず、中国経済が伝統的な農業経済から高度な市場経済へ移行したかどうかを評価することが重要であり、その指標としてLTPが有効であるという報告者の問題意識が示された。続いたCD生産関数を用いた分析では、中国経済全体は2007年に、また、地域別では東部地域が先行し、次いで中部、西部という順でLTPを通過したが、CES生産関数を用いた分析では、LTPを通過した時期がより一層早かったとする。それらを踏まえ、中国経済はすでにLTPを通過したと結論付けられた。本研究は、中国経済全体および地域別経済発展との違いを明らかにしたと共に、地域ごとの経済政策の重要性を示唆している。

第2報告「日中資本市場の相互連関と投資環境に関する研究」（南川高範会員、札幌学院大学）では、日本の株価がバブル以前の水準を超えていることを背景に、その要因として、ある国の貨幣市場で資金需要を上回る貨幣が海外に流出し、資金流入国の経済を過熱させる、という過剰流動性の発生が挙げられる。本研究では、中国における不動産バブル崩壊の懸念から、資本逃避が進み、日本の株式市場に流入した中国資本が株価をファンダメンタルズから乖離させて上昇させているという仮説が提示される。ところが、経済、政治など16の要素に基づいた計量分析の結果、日本の株式市場における価格上昇が中国からの資本逃避によるものかどうかを特定することができなかったとする。本研究は、過剰流動性がどのように日本の株式市場に影響を与えたかを解明しようとする試みであり、今後のさらなる研究の課題を提示している。

第3報告「五点一線経済帯発展計画のひとつであった大連花園口工業園区の動向」（高村幸典会員、桃山学院大学）では、中国の東北地域の経済振興を目指す「五点一線経済帯発展計画」に基づく大連花園口工業園区の変遷を検討し、同園区がどのように発展し、いまの産業構造がどのように変化してきたかを明らかにし、その上で、脱炭素の目標達成に向けた取り組みとその方向性を探ることを目的とする。現地調査の一次情報を交えながら、以下のような分析結果が示された。大連花園口工業園区は、従来の石炭・鉄鋼産業から脱却し、ハイテク産業や再生可能エネルギーに注力し、特に風力発電やEV関連の産業が進展するなど脱炭素化を進めている。また、「一帯一路」構想を活用し、洋上風力発電の輸出拠点としての地位を確立する計画も進行中である。日本企業の進出は少ないものの、今後の産業構造変換と環境配慮型経済成長に向けた道筋が見え始めている。

巖善平会員、王東明会員（大阪公立大学）、姜紅祥会員（京都女子大学）はそれぞれ劉報告、南川報告、高村報告に対してコメントし、質疑応答を行った。いずれも貴重な研究発表であったが、関係者以外の参加者が非常に少ないことを残念に思った。

(巖善平・同志社大学)

『中国経済経営学会ニューズレター』第20号 2025年2月17日発行

発行人: 渡邊真理子

編集人: 堀井伸浩 李春霞

■中国経済経営学会事務局

〒594-1198 大阪府和泉市まなび野 1-1

桃山学院大学経済学部

大島一二研究室 気付

E-mail: jacem.office@gmail.com

URL: <https://jacem.org/top.html>